

昭和六〇年（ワ）第三〇八一号

準 備 書 面

原告 ローレンス・レパタ  
被告 国

昭和六一年一月三〇日

右原告訴訟代理人

弁護士 秋 山 幹 男

同 鈴木 五十三

同 喜田村 洋 一

同 三 宅 弘

同 山 岸 和 彦

東京地方裁判所

民事第五部 御中

(憲法一四條違反について)

一、被告は、法廷内でのメモの許否について司法記者クラブ所属会社の記者とそうでない者とを差別していることが憲法一四條に違反しないと主張し、その論拠の一つとして、メモの許否の判断が裁判長の自由裁量に委ねられていることをあげている。

しかし、すでに詳細に述べたように、法廷は公衆に対して公開されなければならず、何人も法廷を傍聴する権利がある(このことは被告もこれを認めている)。そして、この傍聴の権利は、憲法八二條のみならず憲法二一條(言論の自由、知る権利)にもとづく権利である。すなわち、何人も、公的な審理の場である法廷を傍聴し、そこで行われていることを知り、その事実あるいはそれに対する評価を他人に伝え、発表する権利を保障されているのである。そして、法廷で行われていることをメモにとることは、法廷で行われたことを知り伝えるため不可欠のことであり、メモの権利は傍聴の権利に当然含まれている

と解される。

このように、メモの権利は憲法二一條にもとづく基本的人権である。したがって、傍聴人に対し法廷でのメモを禁止するためには、メモの権利を制約してもやむをえないだけの合理的理由がなければならぬのであって、メモの許否が裁判長の自由な判断に委ねられているとはとうていいえない。

被告の主張は、まず右の点において重大な誤りをおかしている。

二、次に、被告は、報道機関には報道の自由、報道の公共性があるから、メモの許否について報道機関を一般傍聴人よりも優遇しても憲法一四條には違反しないと主張している。

しかし、報道機関の報道の自由が尊重されるべきであるとしても、報道機関の報道の自由も国民の知る権利に由来し、国民の知る権利に奉仕することが期待されることから尊重されるのである。そして、一

一般傍聴人の傍聴の権利、メモの権利は、国民の知る権利そのものであり、報道の自由と同様憲法二一条によって保障された憲法上の権利であり、国家機関がみだりに侵してはならない権利である。

また、被告は報道機関の公共性をあげているが、公開の法廷で行われる裁判という国家の作用は、報道機関によって監視されるのではなく、まさに一般傍聴人の一人一人によって監視され、人々に伝えられるのであり、傍聴人の傍聴こそ、開かれた公平な裁判を保障するものとして公共性を有するといえる。

このように、報道機関の報道の自由が尊重されるべきであるとしても、一般傍聴人の裁判を知る権利も同様に尊重されなければならない。したがって、メモの許否について、報道機関と一般傍聴人とを差別するについては、一方で報道機関の知る権利を制約しないのに、他方で一般傍聴人の知る権利を制約することを正当化できるだけのやむをえない合理的理由が示されなければならない(たとえば、ある証人の証言について、報道機関の記者がメモを取るとは自由な証言を阻害

しないが、傍聴人のメモは証人を圧迫し自由な証言を阻害することが明らかである場合がもしあるとすれば、これにあたるといえるであろう)。

ところが、本件の場合、やむをえない合理的な理由は全く示されていない。報道の自由や報道の公共性はそれだけでは差別の合理的理由とはなりえない。

したがって、本件メモの不許可は憲法一四条に違反し違法である。